

## 香美町農業委員会総会(第1回)議事録

- 1 開催日時 令和3年4月27日(火) 9:30～11:20
- 2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
- 3 出席農業委員(13人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 中村 成一
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 4番 西村 功
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 8番 門垣 日出男
  - 9番 中村 彰男
  - 10番 山本 薫
  - 11番 山本 太一
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
  - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
  - 代表 1番 中川 君雄
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 4番 原 君枝
  - 5番 小林 隆夫
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
  - 6番 田中 晃
  - 7番 田野 豊博
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 4月27日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報 告
    - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
    - (2)合意解約通知について
    - (3)農地の転用(農業用施設)届出について
  - 第4 議案第1号 非農地証明願承認について
  - 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第6 議案第3号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について
  - 第7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 福島 功
  - 事務局次長 榎 秀俊
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」よろしくお願ひします。
議 長	報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を3件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を2件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
13番	申請場所は、道の駅あまるべより旧国道178号を浜坂方面へ800mほどいったところに妙見の清水がありますが、そこの東側にあります。 申請内容ですが、農業用倉庫を建築のための願出です。
議 長	「橋本幸長委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第1号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから20ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願について、4月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」、担当委員であります「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請場所は、県道香住村岡線で山田口バス停から村岡方面に100mほどの谷間にあります。現地は、作り手がなくなってから20年以上が経過し、現況写真のように原野状態となっていました。地目変更登記のための願出です。
議長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第1号 番号2番の非農地証明願について、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請場所は、高規格道路の佐津ICをおりまして左折し300mほど進みますと隼人集落に入る道がございまして、その道を左折し約200mほど進んだ村中にあります。隣接地は、畑と神社参道で、手前が集落内の幹線道路です。申請内容は、昭和62年から露天駐車場として利用されており地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第1号 番号3番の非農地証明願について、4月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請場所は、国道9号、村岡地域局の信号から八鹿方面に約150mいきたところの信号をJAたじま村岡支店側へ左折し約300mほど進みますと、そこから斜め右へ上っていく道があります。その道をまた300mほど上っていきますと村岡浄水場があります。そこからあと100mほど進んだところに申請地があります。申請内容は、現況写真のように昭和50年頃にヒノキが植林されておりまして山林となっておりました。地目変更登記のための願出です。

	<p>議 長 「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>14番</p>	<p>議 長 次に議案第1号 番号4番の非農地証明願について、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請場所は、香住西港のドックの南側にあります。申請地の隣接は全て住宅地となっております。申請内容は、20年以上前から農地でなくなっており、地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
	<p>議 長 日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。</p> <p>事務局 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①21ページから40ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。</p> <p>議 長 事務局の朗読が終わりました。議案第2号 番号1番の申請について、4月20日に担当委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>9番 申請場所は、国道482号、小代物産館より西に入り、つきあたりを南へ、こぶし園手前右側です。ここは、なめこ生産施設が建っている農業用施設用地です。 申請内容ですが、この施設は30年ほど前から、なめこ生産組合が使用していましたが、15年ほど前から使用停止をしています。今日、譲受人が購入し、この農業用施設を牧草などの保管に活用する農業用倉庫として使用したいとのこととあります。所有権移転登記のための申請です。</p> <p>議 長 「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>

議 長	<p>質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号 番号2番の申請について、4月20日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>9番 申請場所は、国道482号の神水にあるガソリンスタンド向かい側、バス停道路横です。申請内容ですが、譲受人は農家の長男で農業後継者です。この農地、家も含めて取得し経営規模の拡大を図りたいとのことです。この中で宅地部分は、平成30年9月に非農地証明承認済みのところですが、まだ地目変更登記がされておらず、今回取得後に地目変更登記をされる予定です。所有権移転登記のための申請です。</p> <p>議 長 「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号 番号3番の申請について、3月17日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>8番 この案件、先月当委員会において空き家バンク付帯農地の下限面積で審議された案件です。申請場所は、国道482号の矢田川を挟んで平行に走っている町道石寺新屋線を小代小学校の校門前から道なりに5kmほど南下したところにあります。現地は、ジャガイモを耕作していた形跡や柿の木が植わっていました。申請内容ですが、空き家バンクに付帯した農地を取得することによる所有権移転登記のための申請です。</p> <p>議 長 「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。</p>

議 長	次に議案第2号 番号4番の申請について、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請場所は、県道4号線を北に向かってJRの踏切がありますが、その踏切から北側へ50mほど進んだところを右折し100mほど入った突き当りにあります。現地は畑作がなされ良好に管理されておりました。 申請内容は、不在地主である譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第2号 番号5番の申請について、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「井村壽之委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	申請場所は、高規格道路の香住IC入口から西へ油良橋を渡り、町道矢田守柄線を南へ300mほど進んだところを西側へ50mほど入ったところにあります。 申請内容ですが、譲受人が以前から申請地を借りて野菜を作っておりましたが、この度、譲受人が経営規模拡大の要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「井村壽之委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第3号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。 それでは事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案の朗読と説明をする。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第3号は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第7 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊞

㊞